〔別添〕

埼玉県理学療法士作業療法士養成施設指導要領

１　設置計画書に関する事項

（１）理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、埼玉県知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の１年前までに様式１による養成施設設置計画書を埼玉県知事に提出すること。

（２）養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について埼玉県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の１年前までに様式２による定員変更計画書を埼玉県知事に提出すること。

２　一般的事項

（１）理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第４条第１項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の６か月前までに、埼玉県知事に提出すること。

（２）指定規則第５条第１項の変更の申請は、変更を行おうとする日の６か月前までに、埼玉県知事に提出すること。

（３）養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

（４）会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。

（５）養成施設の経理が他と明確に区分されていること。

（６）敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

（７）養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、５年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。

３　教員に関する事項

　（１）教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。

　（２）専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

　（３）専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

（４）専任教員の１人１週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう１０時間を標準とすること。

（５）教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

　（６）養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進

　　　捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から１名以上配置すること。

４　生徒に関する事項

（１）学則に定められた学生の定員が守られていること。

（２）入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。

（３）学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとすること。

（４）健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

５　授業に関する事項

（１）指定規則別表に定める各教育分野は、別添１に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。

（２）指定規則別表第１の２及び別表第２の２に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。

（３）単位の計算方法については、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、１単位の授業時間数は、講義及び演習については１５時間から３０時間、実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

（４）臨床実習については、１単位を４０時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め４５時間以内とすること。

（５）教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては１０１単位以上で、３，１２０時間以上、作業療法士養成施設においては１０１単位以上で、３，１５０時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。

（６）単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第１、１の２、２及び２の２の備考２に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。

６　教室及び実習室等に関する事項

（１）理学療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア　普通教室

学生定員１人当たり１．６５㎡以上であること。

イ　講堂

（ア）全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

（イ）暗幕設備を有すること。

ウ　図書室

エ　基礎医学実習室

オ　理学療法実習室

（ア）機能訓練室

（イ）治療室

検査測定・治療台１０台（学年定員２０人の場合）を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

（ウ）補装具室

（エ）水治室

（オ）日常動作訓練室

和室（４．５畳以上）及び洋室を有すること。

台所（車椅子用・立位用）・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有すること。

カ　ロッカールーム又は更衣室

（２）作業療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア　普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。

イ　作業療法実習室

（ア）基礎作業実習室

　　　各種作業活動が可能な実習室を３室以上設置すること。

（イ）評価実習室

（ウ）治療実習室

（エ）レクリエーション室

（オ）補装具室

（カ）日常生活活動訓練室

（カ）については、理学療法士養成施設の日常動作訓練室と同様とする。

７　教育上必要な機械器具等に関する事項

（１）教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添２に掲げる数以上を有すること。

（２）教育上必要な専門図書（洋書を含む）は１０００冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ２０種類を超えて、１００冊以上を整備すること。

学術雑誌（外国雑誌を含む）は、２０種類以上を整備していること。

８　実習施設に関する事項

（１）実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも１人は免許を受けた後５年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。

　　・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会

　　・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

　　・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

（２）実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は２対１程度とすることが望ましいこと。ただし見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りではないこと。

（３）見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後５年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。

（４）養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。

　　ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。

　　イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。

　　ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。

　　エ 原則として養成施設に近接していること。

　　オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。

　　カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。

　　キ 臨床実習指導者のうち１人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。

（５）養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めなければならないこと。

（６）臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。

（７）臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。

（８）臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。

（９）実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

（10）臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休

　　憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

９　その他

（１）入学料・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

（２）事務管理を適正、かつ確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。

（３）指定規則第６条第１項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

10　広告及び学生の募集行為に関する事項

（１）広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあっては指定申請中）であることを明示すること。

（２）学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

　　　附　則

　この要領は、平成２７年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、令和２年４月１日から適用する。

　ただし、８（４）キについては、令和４年４月1日から適用する。

様式１

理学療法士作業療法士養成施設設置計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　名称 | 　 | ４　連絡者 |
| ２　位置 | 　 | 氏名 | 　 |
| ３　設置者 | 法人名 | 　 | 役職名 | 　 |
| 所在地 | 　 | ＴＥＬ | 　 |
| ＦＡＸ | 　 |
| ５　開設予定（授業開始） | 　　　　　　年　　月　授業開始 |
| ６　種類等 | 理学療法士養成施設 | 作業療法士養成施設 | 合計 |
| １学年定員　　　　人 | １学年定員　　　　人 | １学年定員　　　　人 |
| 高卒　　年課程（昼・夜） | 高卒　　年課程（昼・夜） | 　 |
| ７　専任教員 | 免許の種　類 | 氏名 | 年　齢 | 担当予定科目 | 免許番号 | 免許取得年月 | 本人の承諾書の有無 | 施設長の承諾書の有無 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 実習調整者名（学科） | 　　　　　　　　（理学・作業） | 　　　　　　　　（理学・作業） |
| ８　建物 | 土地面積 | ㎡ | 建物面積 | ㎡ |
| 共有部門 | 理学療法部門 | 作業療法部門 |
| 室の名称 | 面積（㎡） | 室の名称 | 面積（㎡） | 室の名称 | 面積（㎡） |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ９　実習施設 | 理学療法士養成施設 | 作業療法士養成施設 |
| 施設名 | 所在地 | 病床数 | PT数 | 受入数 | 施設名 | 所在地 | 病床数 | OT数 | 受入数 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 主たる臨床実習施設名 |  | 主たる臨床実習施設名 |  |
| 10　整備に要する経費 | 区分 | 整備方法 | 金額 |
| 土地 | 設置者所有・寄附・買収・その他 | 千円 |
| 建物 | 設置者所有・新築・買収・その他 | 千円 |
| 設備 | 　 | 千円 |
| 合計 | 　 | 千円 |
| 11　資金計画 | 区分 | 金額 |
| 自己資金 | 千円 |
| 借入金 | 千円 |
| その他（具体的に　　　　　　　　　　） | 千円 |
| 合計 | 千円 |

備　考

「９　実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。

専任教員に関する調書（理学療法士・作業療法士）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 養成施設名 | 　 |
| 氏名 | 　 | 現住所 | 　 | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年　　月　　日（　　歳） | 免許登録番号 | 第　　号 | 免許登録年月日 | 年　　月　　日 |
| 所属 | 施設名 | 　 | 役職名 | 　 | 理学療法士又は作業療法士の数 | 人 |
| 所在地 | 　 |
| 資格取得 | 学校養成施設の卒業年次 | 年　　月 | 学校養成施設名 | 　 |
| 特例試験の合格年次 | 年　　月 | 　 | 　 |
| 職歴 | 年 | 月 | 　 | 年 | 月 | 　 |
| 教育歴（実習指導を含む） | 年 | 月 | 　 | 年 | 月 | 　 |
| 日本理学療法士協会又は日本作業療法士協会の加入 | 会員（　　年から）・非会員 | 専任教員養成講習会の受講の有無 | 有・無（修了証番号第　　　　　号） |
| 専任教員要件 | ア 専任教員養成講習会を修了した者イ ５年以上業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者ウ ３年以上業務に従事した者で大学院において教育に関する科目を履修し課程を修了し　　た者エ ア～ウに該当しないが2022 年4 月1 日前から継続して専任教員である（あった）者 |
| 研究発表又は論文 | 年 | 月 | 　 | 年 | 月 | 　 |
| 担当予定科目 | 　 |
| 本人承諾書 | 有・無 | 所属長承諾書 | 有・無 |

（記入上の注意）

　職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なものを記入し、一枚にまとめること。

承　　諾　　書

　私は、　※養成施設名　が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

　なお、第一回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

 一　就任予定年月日　　　 　　　　年　　月　　日

 二　資格　　　　　　　　 免許の種類

　　　　　　　　　　　　 免許取得年月日　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　 免許登録番号　　　第　　　　　　　号

 三　専任教員養成講習会受講の有無

 　　　　　　　　　　　 　　有（修了証番号第　　　　　　号）・無）

　　　　　年　　月　　日

 住 所

 氏 名　　　　　　　(印)

 　　埼玉県知事あて

承　　諾　　書

貴養成施設が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業 療法士）養成施設として指定された場合は、下記の者を　　　年　　月 　　日付で貴施設に転職させることを承諾します。

 　　　　　　職名

 　　　　　　氏名

 　　　　　　年　　月　　日

 所在地

 施設名

 施設長　　　　　　　　　　(公印)

 　　(養成施設長)　様

作成上の注意

 一　原本の写しを提出すること。

 二　無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

主たる臨床実習施設に関する調書（理学療法士・作業療法士）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 養成施設名 | 　 |
| 主たる臨床実習施設名 |  | 住所 |  |
| 主たる臨床実習施設の種類 | 附属臨床実習施設　・　附属臨床実習施設と同等の連携施設 |
| 専任教員養成講習会又は同等以上の知識及び経験を有する者 | 氏　名 |  |
| ア　５年以上業務に従事した者で専任教員養成講習会を終了した者（修了証番号第　　　号）イ　５年以上業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者ウ　３年以上業務に従事した者で大学院において教育に関する科目を履修し課程を修了した者エ　アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 |
| 施設間の距離 | 　　　　　　　km | 施設間の移動手段 |  | 施設間の移動時間 |  |
| 臨床実習を行うのに必要な設備 | 室の名称 | 面積（㎡） | 室の名称 | 面積（㎡） | 室の名称 | 面積（㎡） |
| 更衣室 |  |  |  |  |  |
| 休憩室 |  |  |  |  |  |
| 討議室 |  |  |  |  |  |
| 実習生が閲覧可能な専門図書数（冊） |  | その他、学習環境への配慮 | 　 |
| 病棟の種類と病床数 | 病棟 | 病床数 | 病棟 | 病床数 |
| 高度急性期 |  | 慢性期 |  |
| 急性期 |  | その他１（　　　　　　　） |  |
| 回復期（地域包括ケア病棟） |  | その他２（　　　　　　　） |  |
| 回復期（回復期リハ病棟） |  | その他３（　　　　　　　） |  |
| リハビリテーション施設基準 | □心大血管疾患ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科（Ⅰ・Ⅱ）□脳血管疾患等ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）□運動器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）□廃用症候群ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）□呼吸器ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科（Ⅰ・Ⅱ） | □精神科作業療法　□精神科デイケア□難病患者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科□障害児（者）ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科□がん患者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科□認知症患者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| □外来リハビリテーション　　□訪問リハビリテーション　　□通所リハビリテーション |
| 理学療法士 | 人 | 作業療法士 | 人 | 言語聴覚士 | 人 |
| 関連施設 | 介護老人保険施設・老人福祉施設・身体障害者福祉施設・児童福祉施設指定障害者福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・その他（　　　　　　　） |

備　考

一、　臨床実習を行うのに必要な設備について、複数室ある場合は空欄に記入すること。

二、　主たる臨床実習施設における理学療法士、作業療法士の継続的な教育計画を添付すること。

三、　複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていることが分かる書類を添付すること。

添付書類類

 一　設置者に関する書類

 　(一)設置者が法人である場合

 　　ア　法人の寄附行為又は定款

 　　イ　役員名簿

 　　ウ　法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

 　　エ　法人が理学療法士又は作業療法士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

 　(二)設置者が法人の設立を予定している場合

 　　ア　認可官庁に提出した申請書

 二　建物に関する書類

 　　設計図（平面図の略図でよい）

 三　整備に関する書類

 　(一)土地　設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

 　(二)建物　設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

 四　資金計画に関する書類

 　(一)自己資金

 　　　金融機関による残高証明書等

 　(二)借入金

 　　ア　融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

 　　イ　融資内諾書等があればその書類の写

 　(三)寄附金等

 　　ア　寄附申込書

 　　イ　寄附をする者の財産を証明する書類

 五　教育環境に関する書類

　　周辺の略図

様式２

理学療法士作業療法士養成施設定員変更計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　名称 | 　 | ４　連絡者 |
| ２　所在地 | 　 | 氏名 | 　 |
| ３　設置者 | 法人名 | 　 | 役職名 | 　 |
| 所在地 | 　 | ＴＥＬ | 　 |
| ＦＡＸ | 　 |
| ５　変更時期 | 　　　　　　年　　月　授業開始 |
| ６　種類等 | 養成施設の種類 | 変更前定員 | 変更後定員 | 変更内容 |
| 理学療法士 | 名 | 名 | 学級定員の増、その他（　　　） |
| 作業療法士 | 名 | 名 | 学級定員の増、その他（　　　） |
| 合計 | 名 | 名 |  |
| ７　専任教員 | 現在の教員 | 免許の種　類 | 氏名 | 年齢 | 担当予定科目 | 免許番号 | 免許取得年月 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 新たに採用する教員 | 免許の種　類 | 氏名 | 年齢 | 担当予定科目 | 免許番号 | 免許取得年月 | 本人の承諾書の有無 | 施設長の承諾書の有無 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実習調整者名（学科） | （理学・作業） | （理学・作業） |
| ８　建物 | 土地面積 | ㎡ | 建物面積 | ㎡ |
| 共有部門 | 理学療法部門 | 作業療法部門 |
| 室の名称 | 面積（㎡） | 室の名称 | 面積（㎡） | 室の名称 | 面積（㎡） |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ９　実習施設 | 理学療法士養成施設 | 作業療法士養成施設 |
| 既に承認を受けている実習施設の数 |  | PT数 |  | 既に承認を受けている実習施設の数 |  | OT数 |  |
| 既に承認を受けている主たる臨床実習施設名 |  | 既に承認を受けている主たる臨床実習施設名 |  |
| 新たな実習施設の名称 | 所在地 | 病床数 | PT数 | 受入数 | 新たな実習施設の名称 | 所在地 | 病床数 | OT数 | 受入数 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 新たに承認を受ける附属臨床実習施設名 |  | 新たに承認を受ける附属臨床実習施設名 |  |

（備　考）

１　建物を増築する場合は、「８　建物」の欄に（　）書きで別掲すること。

２　「９　実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみを記入すること。

　添付書類

　１　変更理由書

　２　過去３年間の受験者数及び入学者数

　３　専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調書（様式１の「専任教員に関する調書」に準ずる）及び承諾書（様式１の「承諾書」に準ずる）

　４　法人認可官庁に提出した過去３年間の収支決算書及び財産目録の写

　５　主たる臨床実習施設に関する調書

別添１

　理学療法士養成施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 教育内容 | 単位数 | 教育の目標 |
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤人間と生活社会の理解（小計） | １４（１４） | 　科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。　国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。　患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能及び心身の発達疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進保健医療福祉とリハビリテーションの理念（小計） | １２１４４（３０） | 　人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。　健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。　国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。　地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。 |
| 　　　　　専門分野 | 基礎理学療法学理学療法管理学理学療法評価学理学療法治療学地域理学療法学臨床実習（小計） | ６２６２０３２０（５７） | 　系統的な理学療法を構築できるよう、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。　医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。　理学療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。　保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む。）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。　患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。　社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。　また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。 |
| 合計 | １０１ | 　 |

　作業療法士養成施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 教育内容 | 単位数 | 教育の目標 |
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤人間と生活社会の理解（小計） | １４（１４） | 　科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。　国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。　患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能及び心身の発達疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進保健医療福祉とリハビリテーションの理念（小計） | １２１４４（３０） | 　人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。　健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。　国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。　地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。 |
| 専門分野 | 基礎作業療法学作業療法管理学作業療法評価学作業療法治療学地域作業療法学臨床実習（小計） | ５２５１９４２２（５７） | 　系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。　医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。　作業療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。　保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む。）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。　患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。　社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。　また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。 |
| 合計 | １０１ | 　 |

別添２

１　教育上必要な機械器具について

　ア　理学療法士養成施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 解剖用具一式 | ２人で１ | 　 |
| 人体解剖用視聴覚教材一式 | １ | 骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む |
| 血圧計 | ２人で１ | 各種（自動測定を含む） |
| 聴診器 | ２人で１ | 　 |
| 心電図計測装置一式 | ２ | モニター用を含む |
| スパイロメーター | 20人で１ | 　 |
| 呼気ガス分析装置一式 | １ | 酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（ＡＴ）などの分析が行えるもの |
| ヘモグロビン酸素飽和度測定装置 | 10人で１ | 　 |
| 吸引装置一式 | 20人で１ |  |
| 筋電図計測装置一式 | １ | ４チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付 |
| 神経検査器具一式 | ４人で１ | 打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等 |
| トレッドミル | １ | 角度調節可能なもの |
| 自転車エルゴメーター | 20人で１ | 　 |
| ハンドエルゴメーター | １ | 　 |
| 顕微鏡 | 10人で１ | 油浸集光器付 |
| ストップウォッチ | ２人で１ | 　 |
| メトロノーム | 20人で１ | 　 |
| ＡＥＤ | １ |  |
| 多用途記録装置 | １ | データ収録・解析システム |
| 重心動揺分析装置一式 | １ | 　 |
| 運動解析装置（三次元動作解析装置） | １ | 　 |
| 床反力計一式 | １ |  |
| 検査測定・治療台 | ２人で１ | 高さ等調節式数台を含む |
| 表面温度計 | 10人で１ | 　 |
| タイマー | ５人で１ | 　 |
| 体脂肪測定器具 | ５人で１ | 　 |
| 形態測定器具一式 | 　 | 身長計、体重計等 |
| メジャー | ２人で１ | 　 |
| 関節角度計一式 | 各種 | 　 |
| ピンチメーター一式 | 各種 | 　 |
| ハンドヘルドダイナモメータ | 20人で１ |  |
| 知覚検査一式 | 10人で１ |  |
| 握力計一式 | 各種 | 　 |
| 背筋力計 | １ | 　 |
| 肺活量計 | ５人で１ |  |
| 筋機能解析装置 | １ | 　 |
| 起立訓練ベッド | １ | 　 |
| 姿勢鏡 | １ | 　 |
| バランスボード | １ | 　 |
| 平行棒 | １種 |  |
| 歩行器 | ５種 | 各種、歩行車を含む |
| 杖 | ６種 | 各種、高さ等の調整が可能なものを含む |
| プラットホームマット | 20人で１ | １８０㎝×１２０㎝×４０㎝ |
| 体位排痰訓練台 | １ | 　 |
| マット | ２人で１ | 　 |
| バルーン | ６種 | 小児・大人用　大・中・小各１ |
| メディスンボール一式 | ３種 |  |
| ロール | ３種 | 大・中・小各１ |
| 三角マット | ３種 | 大・中・小各１ |
| プッシュアップ台 | ６種 | ６段階の高さ各１ |
| 重スイバンド | 各種２セット | 　 |
| 砂袋 | 各種２セット | 　 |
| 鉄亜鈴 | 各種２セット | 　 |
| 滑車 | ４人で１ | 　 |
| 肋木 | １ | 　 |
| ローラーチェアー | 10人で１ | 　 |
| 足関節矯正用ウェッジ一式 | １ | 角度２０、１５、１０、５度各一対 |
| バイオフィードバック機器 | １ | 　 |
| 弾性包帯各種一式 | ５人で１ | 　 |
| 歩行介助用ベルト | 10人で１ | 　 |
| 高さの異なる台 | ４種 | ４０、３０、２０、１０㎝ |
| ホットパック | 各３ | 大・中・小・頚椎用 |
| ホットパック加温器 | １ | 　 |
| パラフィン加温器 | １ | 　 |
| 極超短波治療器 | １ | 　 |
| 超短波治療器 | １ |  |
| 超音波治療器 | １ | 　 |
| 光線療法治療機器 | １ |  |
| レーザー治療器 | １ | 　 |
| コールドパック | ４人で１ | 　 |
| バイブレーター | 20人で１ | 　 |
| 電気刺激治療器 | ４種 | 　 |
| 頚椎けん引装置 | １ | 　 |
| 腰椎けん引装置 | １ | 　 |
| バネ秤 | １ |  |
| 保護眼鏡 | １ | 　 |
| 水温計 | ４ | 　 |
| 部分浴槽 | ４種 | 上肢用２、下肢用１、坐浴用１ |
| 渦流浴装置 | １ | 　 |
| 気泡浴装置 | １ | 　 |
| 極低温治療器具 | 10人で１ | スプレー式で可 |
| 電気洗濯機 | １ | 　 |
| 調理道具一式 | １ | 　 |
| 改造衣類一式 | １ | 　 |
| ラップボード | ３ | 各種 |
| ポータブル便器 | ３種 |  |
| 標準型車椅子 | ４人で１ | 　 |
| 車椅子 | ５種 | モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等 |
| 電動式車椅子 | １ | 四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可） |
| 車椅子用クッション | ３種 |  |
| サスペンションスリング | ２ | 車椅子用、椅子用各１ |
| アームスリング | ３種 | 各種 |
| 腕可動支持器 | 20人で１ | 左・右用各１ |
| トランスファーボード | ４人で１ | 　 |
| リフター | ２種 | 各種 |
| 台所ユニット（車椅子用） | １ | 　 |
| バスユニット（車椅子用） | １ | 　 |
| 洗面台（車椅子用） | １ | 　 |
| 入浴用補助用具一式 | １ | シャワーチェア、手摺りを含む |
| ギプス用具一式 | １組 | ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む |
| 四肢の断端モデル | 各種１ |  |
| 義足及び各部品 | 各種１ | 教育に必要なものを揃える |
| 義手及び各部品 | 各種１ | 教育に必要なものを揃える |
| 装具・スプリント及び各部品 | 各種１ | 教育に必要なものを揃える |
| 体圧計測装置 | ２ | 全身臥床用、座位用各１ |
| ポジショニング用クッション一式 | １ |  |
| 座位保持装置一式 | １ | 　 |
| 装具・スプリント等制作用具一式 | 10人で１ | 　 |
| 作業台 | 10人で１ | 　 |
| 視聴覚教材各種 | 各１ | 　 |
| パーソナルコンピュータ | ４人で１ | 　 |
| （注）各機械器具は教育に支障がない限り、１学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。 |

イ　作業療法士養成施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 解剖用具一式 | ２人で１ | 　 |
| 人体解剖用視聴覚教材一式 | １ | 骨、神経筋、その他主要臓器を含む |
| 血圧計 | ２人で１ | 各種（自動測定を含む） |
| 聴診器 | ２人で１ | 　 |
| 心電図計測装置一式 | ２ | モニター用を含む |
| スパイロメーター | 20人で１ | 記録表示・印刷可能なもの |
| 呼気ガス分析装置一式 | １ | 酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（ＡＴ）などの分析が行えるもの |
| ヘモグロビン酸素飽和度測定装置 | 10人で１ | 　 |
| 吸引装置一式 | 20人で１ |  |
| 筋電図計測装置一式 | １ | ４チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付 |
| 神経検査器具一式 | ４人で１ | 打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等 |
| トレッドミル | １ | 角度調節可能なもの |
| 自転車エルゴメーター | 20人で１ | 　 |
| ハンドエルゴメーター | １ | 　 |
| 顕微鏡 | 10人で１ | 油浸集光器付 |
| ストップウォッチ | ２人で１ | 　 |
| メトロノーム | 20人で１ | 　 |
| ＡＥＤ | １ |  |
| 多用途記録装置 | １ | データ収録・解析システム |
| 重心動揺分析装置一式 | １ | 　 |
| 運動解析装置（三次元動作解析装置） | １ | 　 |
| 床反力計一式 | １ |  |
| 検査測定・治療台 | ２人で１ | 高さ等調節式数台を含む |
| 表面温度計 | 10人で１ |  |
| タイマー | ５人で１ |  |
| 体脂肪測定器具 | ５人で１ |  |
| 形態測定器具一式 |  | 身長計、体重計等 |
| メジャー | １ |  |
| 関節角度計一式 | 各種 |  |
| ピンチメーター一式 | 各種 |  |
| 知覚検査一式 | 10人で１ |  |
| 握力計一式 | 各種 |  |
| 背筋力計 | １ |  |
| 木工台 | ４人で１ | 陶工、革細工共用可 |
| 木工 |  |  |
| 　電動ボール盤 | １ |  |
| 　手動式木工用具一式 | ４人で１ | 各種 |
| 　電動木工用具一式 | ４人で１ | 各種 |
| 陶工 |  |  |
| 　陶工用小道具一式 | ４人で１ |  |
| 　絵つけ用用具一式 | ４人で１ |  |
| 革細工 |  |  |
| 　革細工用具一式 | ４人で１ |  |
| 絵画 |  |  |
| 　絵画用具一式 | ４人で１ |  |
| 作業台※以下の七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸のうち２種以上を整備すること | ４人で１ | 七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸共用可 |
|  |  |  |
| 七宝焼き |  |  |
| 　七宝用具一式 | ４人で１ |  |
| 金工 |  |  |
| 　金工用具一式 | ４人で１ |  |
| 織物 |  |  |
| 　卓上織機一式 | ４人で１ |  |
| モザイク |  |  |
| 　モザイク用具一式 | ４人で１ | 　 |
| 園芸 |  | 　 |
| 　園芸用具一式 | ４人で１ | 　 |
| 上肢機能検査器具 | 10人で１ | ３種 |
| 視野計 | １ | 　 |
| フリッカー | 10人で１ | 　 |
| 発達検査器具 | 10人で１ | ３種以上 |
| 認知検査器具 | 10人で１ | ３種以上、高次脳機能検査を含む |
| 心理検査器具 | 10人で１ | ３種以上、知能検査を含む |
| サンディング用具一式 | 10人で１ | ボード、ブロック、テーブルを含む |
| 砂袋一式 | 10人で１ | 各種 |
| バイオフィードバック機器 | 10人で１ | 　 |
| 姿勢鏡 | １ | 　 |
| 作業療法用音響再生装置 | 各種 | デジタルカメラ、ビデオカメラ等 |
| スポーツ用具一式 | １ | 各種 |
| 娯楽用ゲーム一式 | １ | 各種 |
| 運動遊具一式 | 10人で１ | 各種 |
| 玩具一式 | 10人で１ | 各種 |
| 実習モデル人形 | 10人で１ | 小児 |
| 障害者用パーソナルコンピュータ | 各種 | 意思伝達の入出力装置を含む |
| 義手 | 　 | 　 |
| 　上腕義手・能動式 | １ | 完成用部品を含む |
| 　上腕義手・装飾用 | １ | 完成用部品を含む |
| 　肩義手・装飾用 | １ | 完成用部品を含む |
| 　肩義手・能動式普通用 | １ | 完成用部品を含む |
| 　肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用 | １ | 完成用部品を含む |
| 　前腕義手・能動式 | １ | 完成用部品を含む |
| 　前腕義手・装飾用 | １ | 完成用部品を含む |
| 　手義手・能動式 | １ | 完成用部品を含む |
| 　手義手・装飾用 | １ | 完成用部品を含む |
| 　手部義手 | １ | 完成用部品を含む |
| 　手指義手 | １ | 完成用部品を含む |
| 　作業用義手 | １ | 完成用部品を含む |
| 　但し各部品の共用は可 | 　 | 　 |
| 義手チェックアウト用具一式 | ４人で１ | 　 |
| 義足及び各部品 | 各種１ | 教育に必要なものを揃える |
| スプリント | 10種以上 | 手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等 |
| スプリント製作用具一式 | ４人で１ | 電熱器、ヒートガンを含む |
| ギプス用具一式 | １組 | ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む |
| 各種装具及び各部品 | 各種１ | 教育に必要なものを揃える |
| 日常家具一式 | １ | 　 |
| 冷蔵庫 | １ | 　 |
| 洗濯機 | １ | 　 |
| 電動式ベッド | １ | ３モータ一式 |
| 電話機 | １種 |  |
| 調理道具一式 | 10人で１ | 　 |
| 改造衣類一式 | 10人で１ | 　 |
| 掃除用具一式 | １ | 　 |
| ラップボード | ３ | 　 |
| ポータブル便器 | ３種 | 各種 |
| 標準型車椅子 | ４人で１ | 　 |
| 車椅子 | ５種以上 | モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等 |
| 電動式車椅子 | １ | 四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可） |
| サスペンションスリング | ２ | 車椅子用、椅子用各１ |
| アームスリング | ３種 | 各種 |
| 自助具 | 40種以上 | 食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等 |
| 腕可動支持器 | 10人で１ | 左・右用各１ |
| トランスファーボード | ４人で１ | 　 |
| リフター | ２種 | 据え置き式、床走行式等 |
| 杖 | ６種 | 各種 |
| 歩行器 | ５種 | 各種、歩行車を含む |
| 台所ユニット（車椅子用） | １ | 　 |
| バスユニット（車椅子用） | １ | 　 |
| 洗面台（車椅子用） | １ | 　 |
| 入浴用補助用具一式 | １ | シャワーチェア、手摺りを含む |
| 環境制御装置一式 | １ | 　 |
| コミュニケーションエイド | ２種 | 　 |
| 製図用具一式 | ４人で１ | CADソフトで代用可 |
| 職業適性検査 | ２種以上 | 厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス検査等 |
| 視聴覚教材 | 各種 |  |
| 鍵盤楽器 | １ | 　 |
| パーソナルコンピュータ | ４人で１ | 　 |
| （注）各機械器具は教育に支障がない限り、１学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。 |

２　模型及び標本

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 人体骨格標本 |  | 　 |
| 　全身組立 | 10人で１ | 　 |
| 　全身個別 | ４人で１ | 　 |
| 人体解剖模型 | 1 | 　 |
| 呼吸器模型 | 1 | 　 |
| 気管支肺血管分岐模型 | 1 | 　 |
| 心臓模型 | 1 | 　 |
| 血管系模型 | 1 | 　 |
| 脳模型 | 1 | 　 |
| 脊髄横断模型 | 1 | 　 |
| 末梢神経系模型 | 1 | 　 |
| 感覚器模型 | 　 | 　 |
| 　聴覚模型 | 1 | 　 |
| 　視覚模型 | 1 | 　 |
| 関節種類模型 | 1 | 　 |
| 筋模型 | 　 | 　 |
| 　上肢 | 2 | 　 |
| 　下肢 | 2 | 　 |